

## 第9回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

### 【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

役 職	氏 名	備 考
局 長	岩崎 隆	弘前地区環境整備事務組合 事務局長
次 長	太田 泰輔	弘前地区環境整備事務組合 総務課長
次長補佐	川辺 貴志	弘前地区環境整備事務組合 総務課長補佐
次長補佐	福士 幸司	黒石地区清掃施設組合 事務局次長補佐
総括主幹	吹田 稔	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主幹
主 幹	竹谷 拓	弘前地区環境整備事務組合 総務課主幹
主任主事	中田 和道	弘前地区環境整備事務組合 総務課主任主事
主 事	齋藤 祥	弘前地区環境整備事務組合 総務課主事

開 催 日	令和4年10月27日（木）	時 間	午前10時～	
開催場所	弘前地区環境整備センター管理棟3階 大会議室			
出席者 （8人）	弘前市長	黒石市長	平川市長	藤崎町長
	櫻田 宏	高樋 憲	長尾 忠行	平田 博幸
	大鰐町長	板柳町長	田舎館村長	西目屋村長
	山田 年伸	成田 誠	鈴木 孝雄	桑田 豊昭

### 【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

所 属	役 職	氏 名
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	蒔苗 篤
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課主幹	内山 真徳
弘前地区環境整備事務組合	総務課管理係長	館山 陽平
黒石地区清掃施設組合	事務局長	五戸 真也
黒石地区清掃施設組合	事務局次長	高田 正徳

### 【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

## 【1 開会】

事務局次長 太田 泰輔

定刻となりましたので、ただいまから、第9回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思います。

櫻田市長よろしくお願いいたします。

## 【2 報告】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の出席者は8名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

それでは、次第2の報告「調整方針の決定内容」について、事務局から説明を求めます。

事務局長 岩崎 隆

事務局長の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「調整方針の決定内容」について、ご説明いたしますので、資料1をご覧ください。資料1は、本年6月29日に開催した第8回協議会以降に、調整方針が決定した協議項目について、協議の概要や決定した調整方針、具体的な調整内容を一覧にしたものであります。

なお、本日ご報告する協議項目につきましては、すべて幹事会で調整方針を決定する「Bランク」となっており、9月21日に開催した第12回幹事会で調整方針が決定したものであります。

まず、資料1ページの分類3「議会」に関する4項目についてであります。こちらの協議項目では、広域化後の組合議会議員の報酬や費用弁償の支給基準、公務災害補償、視察業務に関すること、また、組合において専決処分できる事項の指定について協議したものであります。調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、すべての協議項目で、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

次に、資料1ページの分類4「執行機関」に関する3項目についてであります。こちらの協議項目では、広域化後の組合で実施する定期監査、決算審査及び月例現金出納検査の実施内容や、組合における公平委員会の事務委託について協議したものであります。調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、

すべての協議項目で、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

次に、資料2ページの分類13「焼却灰運搬」に関する協議項目「焼却灰運搬業務」についてであります。こちらの協議項目では、広域化後のごみ処理施設から発生する焼却灰の運搬業務について協議したものであります。調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

最後に、資料2ページの分類14「処理計画等」に関する協議項目「廃棄物処理等に係る計画」についてであります。この協議項目では、広域化後の廃棄物処理等に係る計画の策定主体について協議したものであります。調整方針であります。幹事会で協議した結果、広域化後は弘前地区環境整備事務組合の組合運営が引き継がれるという考え方にに基づき、「現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ」と決定しております。

「調整方針の決定内容」の報告は以上となります。

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

ご意見がないようですので、次第2「報告」については以上となります。

## 【3 案件】

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

次に、次第3の案件「協議項目の協議」についてであります。本日の協議項目は7項目となります。

協議項目ごとに協議を進めてまいりたいと思っておりますが、協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」と協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」は関連性がありますので、一括で協議したいと思っております。

それでは、二つの協議項目について、事務局から説明を求めます。

### 事務局長 岩崎 隆

資料2をご覧ください。協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」と協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」について、併せてご説明いたします。

なお、協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」の調整方針案を前提と

して、協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」の調整方針案をご提案するため、協議項目4-1を先に協議することとします。

まず、概要であります、「(1) 協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」」については、広域化後の弘前地区環境整備事務組合管理者及び副管理者の選任方法を定めるものであります。また、「(2) 協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」」については、広域化後の弘前地区環境整備事務組合議会議員定数及び選出方法を定めるものであります。

次に、「2 両組合の現状」であります。まず、弘環組合の現状であります、3ページ下段の表「執行機関及び議会議員の内訳」のとおり、管理者に弘前市長、副管理者に弘前市副市長を充てており、組合議員については、弘前市長以外の市町村長5人、弘前市議会選出議員7人、弘前市以外の市町村議会選出議員各1人の計17人となっております。4ページをご覧ください。

次に、黒清組合の現状であります、4ページ中段の表のとおり、管理者に黒石市長、副管理者に黒石市長以外の市町村長4人を充てており、組合議員については、各市町村2人の計10人となっております。5ページをご覧ください。

こちらには、ごみ処理広域化協議会と同様の8市町村で構成する2つの組織の現状を、参考として整理しております。まず、弘前地区消防事務組合であります、下段の表のとおり、管理者に弘前市長、副管理者に弘前市長以外の市町村長7人を充てており、組合議員については、弘前市議会選出議員6人、黒石市及び平川市議会選出議員各2人、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村議会選出議員各1人の計15人となっております。6ページをご覧ください。

次に、津軽広域連合であります、下段の表のとおり、連合長に弘前市長、副連合長に弘前市長以外の市町村長7人を充てており、連合議員については、弘前市議会選出議員7人、黒石市及び平川市議会選出議員各2人、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村議会選出議員各1人の計16人となっております。7ページをご覧ください。

次に、「3 協議にあたっての検討事項」であります。こちらは、ご説明いたしました各組織の現状を踏まえ、協議を行うにあたって検討が必要になると思われる内容を整理したものです。まず、「(1) 協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」」であります、1点目として、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、管理者に弘前市長を充てるか、2点目として、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、副管理者に弘前市副市長を充てるか、の検討が必要と考えております。

次に、「(2) 協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」」であります、1点目として、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、管理者以外の市町村長を組合の議員とするか、2点目として、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、市町村議会選出議員数を人口比例方式で算出するか、の検討が必要と考えております。

次に、「4 調整方針(案)」であります。まず、「(1) 協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」」で整理した考え方ではありますが、管理者については、広域化後も弘環組合の組合運営が引き継がれることから、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、弘前市長を充てることが望ましいと考えております。

また、副管理者であります、現行の弘環組合の運用を引き継いだ場合は弘前市副市長を充てることとなりますが、その場合、弘前市以外の市町村長は組合で共同処理する事務を自らの判断と責任で管理・執行できない立場となります。広域化後はすべての構成市町村が共同処理する事務の権限を有する体制がより望

ましいと考え、副管理者に弘前市長以外の市町村長を充てることにしたいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、調整方針（案）を「組合に管理者1人、副管理者7人を置く。管理者は、弘前市長をもって充てる。副管理者は、弘前市長を除く構成市町村長をもって充てる。」としております。

次に、「(2) 協議項目3-1「議員の定数及び選出方法」」で整理した考え方がありますが、協議項目4-1「管理者、副管理者の選任方法」の調整方針（案）として、弘前市長以外の市町村長を副管理者に充てることをご提案しておりますので、組合議会議員については、市町村議会選出議員のみで構成することが望ましいと考えております。

また、議員の定数であります。こちらについては、広域化後も弘環組合の組合運営が引き継がれることから、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、人口3万人未満で1人、3万人を超える場合は、3万人ごとに1人加算する人口比例方式を採用することが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、調整方針（案）を「組合議会議員の定数は15人とする。弘前市の議会の議員の互選によるものが6人、黒石市及び平川市の議会の議員の互選によるものが各2人、大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村及び西目屋村の議会の議員の互選によるものが各1人」としております。

8ページをご覧ください。「(3) 調整方針（案）に基づく執行機関及び議会議員構成」は、二つの協議項目の調整方針（案）を表にまとめたものとなりますので、後ほどご参照ください。

最後に、「5 その他」といたしまして、調整方針が提案どおり決定した場合、検討が必要となる内容を整理しております。まず、1点目といたしまして、広域化後の副管理者に弘前市長以外の市町村長を充てることが決定した場合、広域化までに管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める必要があります。

次に、2点目といたしまして、広域化の時点で任期中となっている議会議員の取扱いをどうするか、また、議員定数が人口比例方式に決定した場合、議員数が減少する弘前市の取扱いをどうするか、などについて広域化までに調整する必要があります。説明は以上であります。

## 議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

「なし。」との発言あり

## 議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目 3-1「議員の定数及び選出方法」と協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任方法」は原案のとおり決定されました。

次に、協議項目 3-2「議員の任期」について、事務局から説明を求めます。

### 事務局長 岩崎 隆

協議項目 3-2「議員の任期」について、ご説明いたします。資料 3 をご覧ください。まず、「1 概要」であります。本協議項目では、広域化後の組合議会議員の任期について協議するものであります。

次に、「2 両組合の現状」であります。両組合ともに、それぞれの市町村議会の議員の任期によることを規約に定めております。なお、弘環組合については、弘前市長を除く市町村長が組合議会の議員となっているため、規約の表現は若干異なっております。

「広域化に向けた考え方の整理」であります。広域化後は現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、「3 調整方針（案）」を「現行の弘環組合の運用を引き継ぐ」としております。説明は以上であります。

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

### 議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目 3-2 「議員の任期」は原案のとおり決定されました。

次に、協議項目 3-3 「議長、副議長の選挙」について、事務局から説明を求めます。

#### **事務局長 岩崎 隆**

協議項目 3-3 「議長、副議長の選挙」について、ご説明いたします。資料 4 をご覧願います。まず、「1 概要」であります。本協議項目では、広域化後の組合議会の議長、副議長の選挙方法について協議するものであります。

次に、「2 両組合の現状」であります。両組合ともに、投票もしくは指名推選の方法のいずれかを選挙の都度議会が定め、議員による選挙としております。

「広域化に向けた考え方の整理」であります。広域化後は現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、「3 調整方針（案）」を「現行の弘環組合の運用を引き継ぐ」としてしております。説明は以上であります。

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目 3-3 「議長、副議長の選挙」は原案のとおり決定されました。

次に、協議項目 3-4 「定例会」について、事務局から説明を求めます。

## 事務局長 岩崎 隆

協議項目3-4「定例会」について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。まず、「1 概要」ですが、本協議項目では、広域化後の組合議会の定例会の回数について協議するものであります。

次に、「2 両組合の現状」であります。両組合ともに、定例会の回数は2回とすることをそれぞれの条例で定めております。

「広域化に向けた考え方の整理」ですが、広域化後は現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、「3 調整方針(案)」を「現行の弘環組合の運用を引き継ぐ」としております。説明は以上であります。

## 議長(弘前市長 櫻田 宏)

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

## 議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

## 議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目3-4「定例会」は原案のとおり決定されました。

次に、協議項目4-2「会計管理者の選任」について、事務局から説明を求めます。

## 事務局長 岩崎 隆

協議項目4-2「会計管理者の選任」について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。まず、「1 概要」ですが、本協議項目では、広域化後の組合における会計管理者の選任方法について協議するものであります。



次に、「2 両組合の現状」であります。両組合ともに、規約において会計管理者を1人設置することを定めており、弘環組合は弘前市会計管理者に、黒清組合は黒石市会計管理者に併任辞令を発令しております。

「広域化に向けた考え方の整理」であります。広域化後は現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、「3 調整方針（案）」を「現行の弘環組合の運用を引き継ぐ」としております。説明は以上であります。

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

#### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目4-2「会計管理者の選任」は原案のとおり決定されました。

次に、協議項目4-3「監査委員の定数及び選任方法」について、事務局から説明を求めます。

#### **事務局長 岩崎 隆**

協議項目4-3「監査委員の定数及び選任方法」について、ご説明いたします。資料7をご覧ください。まず、「1 概要」であります。本協議項目では、広域化後の組合における監査委員の定数及び選任方法について協議するものであります。

次に、「2 両組合の現状」であります。弘環組合では、規約において定数を2人と定め、識見を有する者及び組合議会の議員から各1人の、計2人を選任しております。黒清組合では、規約において定数を3名と定め、知識経験を有する者1名と、組合議会の議員から2名の、計3名を選任しております。

「広域化に向けた考え方の整理」であります。広域化後は現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましいと考えております。

以上のことを踏まえまして、幹事会で協議した結果、「3 調整方針(案)」を「現行の弘環組合の運用を引き継ぐ」としております。説明は以上であります。

#### 議長(弘前市長 櫻田 宏)

以上で、事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

「なし。」との発言あり

#### 議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」との発言あり

#### 議長(弘前市長 櫻田 宏)

ご異議なしと認めます。

よって、協議項目4-3「監査委員の定数及び選任方法」は原案のとおり決定されました。以上をもちまして、次第3の案件「協議項目の協議」はすべて終了となります。

本日の調整方針決定により、協議項目101項目のうち、100項目の調整を終え、残りは協議項目12-7「プラスチック資源一括回収リサイクル」のみとなりました。残り1項目となりましたが、最後までしっかりと協議を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

### 【4 その他】

#### 議長(弘前市長 櫻田 宏)

次に、次第4の「その他」として、委員の皆様からご意見等がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

「なし。」との発言あり

無いようですので、最後に事務局から連絡事項はありませんか。

### **事務局長 岩崎 隆**

事務局から、今後の協議会の開催予定について、ご連絡いたします。

次回協議会は、来年1月下旬頃の開催を予定しており、令和5年度広域化協議会事務局運営費予算案の審議などを予定しておりますので、宜しくお願いたします。

## **【5 閉 会】**

### **議長（弘前市長 櫻田 宏）**

以上をもちまして、第9回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

以上

(午前10時30分終了)